

(別紙 2) 自己チェック資料

平成 30 年 5 月 30 日
国土交通省土地・建設産業局建設業課

民間競争入札実施事業
「建設業取引適正化センター設置業務」の自己チェック資料

① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

(複数の業務を 1 つに統合するという点では、) 専門性の高い人員を配置する要件の緩和についてご指摘がありました。このことについて、弁護士や土木・建築に携わる有識者の確保を容易にするため、東京と大阪での兼務を可能とすることを実施要項において明確化しました。

また、(1 つの業務を別々の業務に分割するという点では、) 東京と大阪にそれぞれ窓口を設ける相談対応から、東京と大阪の業務を分けて発注することはできないかとのご指摘がありました。

このことについて、仕様書では業務を管理・監督するために管理技術者を 1 名置くことを要件としておりますが、現在は東京・大阪をまとめて発注しているため、受注事業者は 1 人の管理技術者を置いて、東京・大阪の双方を同一の水準で管理・監督することができます。しかし、分割発注した場合には、受注事業者が東京と大阪で異なる可能性があるため、管理技術者を東京・大阪のそれぞれに置いて頂く必要があり、現状より費用が増えてしまう恐れや助言等の不均衡が生じる恐れがあります。

また、本件業務の特殊性から 1 者応札が続いている現状において、東京と大阪を分割して発注した結果、現在の受注事業者(事業所は東京のみ)が東京の発注に限って参入した場合に、大阪が入札不調に終わるリスクが考えられるため、一括発注が望ましいと考えました。

② 更なる改善が困難な事情の分析（該当がある場合のみ）

平成２１年の事業開始より公益財団法人１者による応札が続いているところですが、平成２９年度に至るまでに

- ・新旧の業務契約者の準備引き継ぎ期間の延長　２週間→２ヶ月
- ・競争参加資格　等級制限なし
- ・勤務要件の緩和（弁護士や土木・建築の有識者の勤務日数の軽減）
- ・仕様書の記載内容の充実・明確化等（平成３０年度は実施要項に掲載している相談事例の件数の拡大（６事例→２０事例）、弁護士や土木・建築の有識者の勤務条件の明確化）
- ・１者応札の改善・分析するために中小企業庁や建設業関係業務を行う一般財団法人へのヒアリングの実施。
- ・広報・周知の拡大　等

業務の質を維持した上で可能な限りの改善を試みてはいるものの、改善には至っていないところです。

平成２８年度に同種業務を行っている中小企業庁へのヒアリングを行ったところ、建設業法等の専門知識を有する人員を配置することが困難との回答を得ており、また平成２９年度は建設業関係業務を行う一般財団法人２社にヒアリングを実施しましたが、建設業の紛争関係に詳しい弁護士や専門家に心当たりがないこと、業務を実施するためのマンパワーがないこと、相談業務に関するノウハウがないこと等から請け負うのは困難との回答を得ているところです。

もとより、本件業務において相談者に提供されるアドバイスは、紛争の解決に十分寄与するよう、より質の高い的確なものであることが求められており、紛争の内容、相談者の性格や心情、立場、希望する方向性など、特殊性が強いものとなっております。また、相談者の９割が建設業者であり、かつ、建設業者の９９％は中小零細企業や個人事業者であることから、相談内容は主張・問題点が論理的に整理されていないことが多く、相談者に耳を傾け分かりやすく丁寧に対応する必要があります。そのためには、相談対応に係るスキルのほか、重層下請け構造等の建設業の特性や取引形態に関する知識、建設業法や民法等関係法令に関する知識が不可欠となります。また、こうした相談対応を受けることについて、一般的には敬遠する傾向があると思われます。このような中で、事業者として人材を確保するのは容易ではないことの推測はありましたが、ヒアリングにより実態としても専門知識を有する人材の確保が容易ではないことを改めて確認したところです。

なお、本件業務については、国土交通省での入札の際に実施している有識者会議においても意見を頂いているところですが、有識者からは毎年要件等の緩和を行い入札参加のハードルを下げているが、それが相談業務の質の低下に繋がってしまうのではないかとのご指摘をいただいているところです。

以上を踏まえると、本件業務の質を維持した上でこれ以上の要件緩和を行うことは極めて困難であると考えます。

【参考】（公財）建設業適正取引推進機構の概要

建設業に係る取引に関する法令の遵守を徹底せしめ、建設業及びこれに関連する業を営む者の資質の向上、建設生産システムの合理化、公正かつ自由な競争秩序の確立を図り、もって建設業及びこれに関連する業の健全な発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、平成４年に設立された。

事業としては、(1)建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律その他の建設業に係る取引に関する法令（以下「関係法令」という。）についての講習会の実施及び建設業者団体等が実施する関係法令についての講習会に対する講師の斡旋等、(2)建設業に係る取引の適正化及び関係法令の適用に関する助言及び指導、(3)建設業に係る取引の適正化及び関係法令の適用に関する調査研究、(4)建設業に係る取引の適正化及び関係法令の適用に関する情報、資料等の整備及び提供、(5)建設生産システムの合理化に関する啓発、(6)(1)～(5)に掲げる事業に関する業務の受託、(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業、を行っている。

建設業取引適正化センター設置業務については平成２１年の事業開始当初より（公財）建設業適正取引推進機構が受注している。なお、（公財）建設業適正取引推進機構の経常収益に占める建設業取引適正化センター設置業務の割合は約２２％である（平成３０年度正味財産増減予算より）。